

平成30年第3回笠松町議会定例会会議録（第2号）

平成30年9月11日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	3番	尾 関 俊 治
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志

住民福祉部長	服部 敦美
建設水道部長	田中 幸治
教育文化部長	足立 篤隆
会計管理者 兼会計課長	那波 哲也
総務課長	佐々木 正道
企画課長	山内 明
福祉子ども課長	花村 定行
健康介護課長	今枝 貴子
建設課長	森 泰人
教育文化課長	天野 富三

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平岩 敬康
書 記	中野 妙子

1. 議事日程（第2号）

平成30年9月11日（火曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（尾関俊治君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回の一般質問は、子育て支援策についてと防災対策についての2点を行います。

去る8月17日、岐阜県が行う弱視に関する事業をNHKニュースで目にしました。その内容は、3歳児の健診で行われる目の検査で、視力が悪い状態のまま発達をとまる弱視が見逃されるケースが少なくないことから、岐阜県は今年度中に新たに検査機器を導入し、弱視の早期発見と治療に向けて検査体制を強化していくことになりましたというものです。

三男が誕生したころ、2002年ですが、新生児聴覚検査ができるようになりました。これは、生まれてすぐに聴覚に障害があるかを短時間で判断できるようになりました。三男は自費で検査を行いました。その後、岐阜県が補助事業を始めました。現在では補助事業がなくなったので、町の単独事業として行っていただいております。

聴覚も早くから治療を訓練することで、聴覚障害を克服するきっかけをつくることができます。さらに、ニュースによると視覚は6歳ごろまでに発達が終了し、8歳ごろまでには視力が固定してしまい治療が困難になると聞きました。

昨年、厚労省から通達があり、3歳児健診時に行われる視覚検査の強化を都道府県に対して求めてきました。そこで、岐阜県では、屈折検査機器の導入の検討を始めました。県に依頼し、事業内容を調査していただきました。事業目的として、3歳児健康診査の眼科健診における屈折異常等を早期に発見するため、屈折検査機器を用いた検査体制について検討を行い、効果的な3歳児眼科健診実施方法等について提示することにより、県内市町村における3歳児眼科健診体制の充実を図るとあり、モデル事業を行い、今後の健診スクリーニング治療に生かしていく事業です。

3歳児視覚健診では、事前に保護者の方に検査票を送付して各家庭で行っていただき、問題があると考えられる場合において、眼科への再検査につなげるようになっています。私が何人かの保護者の方にお聞きしたところ、3歳児のころの検査がそれほど重要だと感じていないよ

うに思いました。

私が聞いた笠松町在住の女性の方は、2歳のとき、保護者の方が斜視に気づき、検査・治療をしたことで失明を免れることができたと話しておられました。大人になって、視力が弱い目の周りの筋肉の手術を受けることができたそうです。これも岐阜県内では、この部分で対応できる医師・病院が少なく、その方は三重県で手術を行ったそうです。

もう一人の方は、3歳児健診は見逃し、就学前健診で発見されたそうです。既に6歳直前で、治療に入る最終の決断だったそうです。また、他府県の情報によると、3歳児健診で異常なしと判断されたお子さんを屈折検査機器で検査したところ、異常が発見されたという報告を見ました。これは、1件でも確認されれば、100%見逃したということになります。

そこで質問ですが、現在、笠松町では3歳児視覚健診をどのように行っていますか。視力検査の部分では、大人が使う円が切れたものではなく、絵本を使う自治体があるようですが、どのように行っていますか。また、この視覚健診の重要性については、どのように周知されていますか。今回、県が実施するモデル事業に参加し、いち早く視覚障害に関する取り組みを始めていただくことはどのように考えますか。また、モデル事業に選定された場合には、治療の限界とされる8歳以下から3歳までの以前の方法で視覚検査を受けられたお子さんの再検査を行い、治療への入り口をつくってあげてはどうでしょうか。お考えをお聞かせください。

次に、防災対策に移ります。

7月の豪雨の被災地、関市上之保地区へ災害ボランティアに参加してきました。以前には、東日本大震災に南三陸町へ行きましたが、このときとは参加の方法が全く違います。一般の参加者として、社協が立ち上げるボランティアセンターを通じて参加してきました。

私は以前、災害ボランティアコーディネーター養成講座へも参加しましたので、これらの立ち上げ、運営に社協がかかわっていることは理解していますが、町民の大多数の皆さん、職員の皆さんにはコンセンサスはあるのでしょうか。また、社協の職員の皆さんは、実際の被災地へ応援に行っておられますので、状況や運営に関してのスキルはできていると思われれます。毎年、災害ボランティアコーディネーター養成講座も行っておられ、町民の皆さんの理解も少しずつ進んでいるかとは思いますが。

しかし、上之保で体験したことをもとに考えますと、受付や保険加入、高速道路の無料化手続きなどは事務手続が理解できればこなすことができます。しかし、被災された方からのボランティアの養成の取りまとめや割り振り、その先との連絡、ボランティアの皆さんの要請先への移動などは、現地を理解し、要請もとの状況を理解していないと的確な作業や判断はできないと思いました。

実際にボランティアセンター立ち上げ訓練を行っておられますが、その中身はどんなものだったのでしょうか。どのような関係部署で行われたのでしょうか。職員・消防団・自主防災

会・一般町民の皆さん等、幅広く関係したものでしょうか。今後のことを考えるとき、より多くのボランティアの皆さんに効率的に働いていただくことが、少しでも早い復旧につながると考えますが、いかがでしょうか。

笠松町でも、各地区に避難所の設定があります。地区による差があるように思われます。例えば、西日本豪雨のように大規模に水没すると、笠松町が置かれる地形の特性上、避難場所には限りがあります。各地区ごとに避難所の確保と人口の関係はどのようになっていますか。また、その避難先の状況、屋根があるのか、空調があるのか等をお知らせください。

また、先日、豊田市立益富中学校で防災キャンプが行われたとのニュースを見ました。実際に関係部署が連携して、実際に中学校で宿泊する防災キャンプが行われました。そこでは、地元の手自動車メーカーも協力し、プラグインハイブリッド車からの電源で体育館の明かりをとる訓練も行われました。笠松町でも、フットボールセンターにある発電機が、笠松中学校体育館の電源として使用できると聞いたことがあります、実際に訓練として利用されたことはあるのでしょうか。訓練だけでなく、実際に行ってみることでわかることが多くあるのではないのでしょうか。

また、豊田市の防災キャンプでは、連絡や情報共有のために関係者内でSNSのグループ機能を使った訓練も行われました。このように、今後のICTの機能をフルに活用できるようにしておくことも必要なのではないのでしょうか。当然、紙とペンが基本で、これを基本に置かないと最終手段として確立することは重要です。でも、インフラが使えるならば、こうしたICTの技術の活用により、より効率的で間違いのない情報共有が行われるのではないかと考えます。

また、ボランティアセンターでも、こうした情報共有が一層の安全・安心につながると、参加してみて一層感じました。これらを総合的に検討してみてもどうでしょうか。笠松町の考え方を質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 4番 川島議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、川島議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点目の子育て支援の中で、弱視検査についてであります。現在のこの健診はどのように行っているかという御質問であります。笠松町では3歳児健診の対象者の方に3歳児の視聴覚検査のお知らせとお願いや、あるいはお子さんの目に関するアンケート、そして視力検査用の検査票などを事前に配付をして、家庭で視覚検査を実施していただいております。

この視力検査には、魚や鳥などの4つの絵が描かれている絵指標を使用しておりますが、この絵指標の検査方法というのは、お子さんの近くで練習用の絵指標を見せて絵の名前を覚えた

後に、2.5メートル離れたところで両目や右目や左目の順に検査用の絵指標を1枚ずつ見せて、3つ以上正しく見えるかをチェックしているものであります。

また、アンケートの間診の中では、目が内側に寄ることがあることや、あるいはテレビを近くで見る、あるいは離れてみると見にくそうだというような問題や、あるいは物を見るとき頭を傾けることや、じっと見ているときに目が揺れるなどの14項目について該当する項目があるかどうかをチェックして、絵指標での視力検査結果とともに健診当日に持参をしていただいて、家庭での視覚検査結果を3歳児健診時に保健師や当日の健診担当医が確認をして、そしてアンケート項目に該当がある場合は、視力検査の結果から必要なお子さんには眼科受診というのを勧めて対応させていただいております。

また、視覚健診の重要性はどのように周知しているのかという御質問であります。今申し上げたように事前に配付する3歳児の視聴覚検査のお知らせとお願いの案内文の中で、屈折異常や斜視が原因で目の発達がおくれて弱視になることがあることや、子供には片目に弱視があったとしても何も言わないし、生活にも不自由していないというように見えることでありますとか、また視力検査を行わない限りこれが発見できないということも明記をして、弱視についての異常を早く発見をして正しい治療をすることが大切であり、そのためには視覚検査が重要であることを周知させていただいております。

また、家庭での検査が未実施のお子さんについては、健診当日に再度、視覚検査の重要性を説明させていただいております。

また、県が実施するモデル事業に参加をして、視覚障害に関する取り組みを始めることについての考え方はどうなのかという御質問であります。議員御説明していただいたとおり、県では県内の市町村における3歳児の眼科検診体制の充実を図るために、3歳児眼科検診体制促進事業の一つとして、屈折検査機器を使用した3歳児の眼科検診体制モデル事業を今年度から平成32年度までの3カ年間実施をされます。この事業は、県が屈折検査機器を購入して、モデル市町村に機器を貸し出して、この検査を実施した後に県において検査結果を集計して、今度は再発見率等を分析するなど、効果的な眼科検診手法の検証が行われてまいります。現在、県では、モデル事業実施に係る協力意向調査というのを各市町村に対して実施をしておりますが、笠松町としても屈折検査機器を用いた検査体制については、これを検証して今後の眼科検診の充実を図ることは視覚障害に関する取り組みとして大切なことであるという考え方から、モデル事業に協力をして進めていく意向を県に対して示させていただいたところであります。

そして、モデル事業に選定された場合、8歳以下から3歳までの以前の方法で視覚検診を受けたお子さんを再検査することについてはどうなのかという御質問であります。当町がモデル事業に選定された場合に、議員御提案の8歳以下から3歳までのお子さんの再検査の実施することについては、県のモデル事業の目的とは異なったものでありますので、また町として

は県の屈折検査機器を借りて検査を行うものであるために、モデル事業の指定を受けた際には、今の御意見も踏まえて、県に相談をしながら進めていきたいと思っております。今申し上げたように、事業内容とは違うことでありますから、それができるかどうかは対応を考えていきたいと思っております。

次、災害時の対策についての御質問の中で、災害ボランティアセンターの立ち上げや運営に社協がかかわっていることに対するコンセンサスはあるのかという御質問であります。

災害ボランティアセンターについては、笠松町の地域防災計画において、災害対策本部のもとにボランティア調整班を配置して、それを社会福祉協議会が担当するという役割を担うことは、職員も認識をして進めさせていただいている中であります。

平成26年に災害ボランティアセンターの立ち上げや運営訓練を岐阜県の社会福祉協議会と共同して実施をさせていただいて、それ以後、毎年、笠松地域や松枝地域、下羽栗地域、それぞれ各地域の自主防災会と連携をさせていただいて、継続的に訓練を実施しているところであり、住民の理解も徐々には広まりつつあると思っております。町や社会福祉協議会や自主防災会が一体となった訓練を引き続き実施して、災害ボランティアセンターに求められる役割など、理解を深めるとともに体制強化に努めていきたいと考えております。

また、災害ボランティアセンターの立ち上げや運営訓練の内容についての御質問であります。災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営に対する訓練については、登録をいただいた災害ボランティアコーディネーターの方を対象にして、被災者のニーズの把握やボランティアの受け入れや活動の調整・紹介など、いわゆるボランティアに参加される方が効率的に活動できるよう演習を行ってまいります。また、この訓練は、各自主防災会の協力を得て実施をして、ボランティアに参加される方の役割を体験していただきながら、災害ボランティアセンターの役割など、理解促進を図っているところであります。

議員の言われるとおり、少しでも早い復旧につなげるには、やはり多くのボランティアの方に効率的に活動いただくことが大変必要となってまいります。そのためにも、今後も自主防災会と合同で多くの方を巻き込んだ訓練を実施するとともに、災害ボランティアコーディネーター養成講座を実施して、さらなるコーディネーターの育成につなげ、災害ボランティアへの関心をより一層高めてまいりたいと思っております。

次に、災害発生時の対応の中で避難所の確保と人口関係について、またその避難所の空調等の状況についての御質問であります。町が指定をしている避難所は全部で35カ所の施設があり、この笠松地域で13施設、松枝地域で14施設、下羽栗地域で8施設を指定しております。各地域の人口と避難所の収容人数の割合は、8月末時点で笠松地域の6,173人に対して3,946人で約63.9%、それに対し、松枝地域1万150人に対して1,694人で16.7%、下羽栗地域が6,028人に対して1,194人で19.8%となっており、これは主に公共施設を避難所に指定していることか

ら、いわゆる各地域均等に配置することは難しい状況となっております。

また、避難所の空調設備につきましては、全35の施設のうち5つの施設が空調設備がない状況であります。笠松地域では、町民体育館と岐阜工業高等学校の体育館の2施設と、松枝地域では、松枝小学校の体育館と南体育館の2施設、また下羽栗地域では、下羽栗小学校体育館の1施設であります。

次に、実際に笠中体育館で発電機の訓練をしたことがあるのか、また、電源だけでなく実際に行くことでわかることがあるのではないかと御質問ですが、笠松中学校の屋内運動場は、停電時には、まず配備してあります発電機が非常用電源となって災害時の大規模な避難所の施設として役割を果たし、これに加えて多目的運動場の発電機など外部電源を接続することによって、電源を確保できるような施設整備はさせていただいております。実際に発電機を移動して接続する訓練は、確かにいろいろ大がかりな運搬作業を要することからまだ実施はしていませんが、いざというときに備えて使用方法等の確認も行っているところであります。

避難所として必要な設備や備品を知ることは、今後の防災備品整備の上で大変重要であり、今後、各避難所を利用した効果的な訓練についても検討させていただきたいと思っております。

最後に、ICT技術を活用して情報共有することについての御質問ですが、御質問にあった豊田市が実施した防災キャンプでは、避難所へ届けられるさまざまな支援物資についてSNSを活用した配給訓練が実施をされましたが、この訓練では、各避難所間においてお互いの避難所に必要なものや提供できるものを情報共有しながら、スムーズな支援物資の受け渡しの方法等を確認されたようではありますが、議員御提案のように、災害ボランティアセンターの運営についても、災害ボランティアコーディネーターとボランティアに参加される方が情報共有することで全体の状況を把握することができて、より効率的な運営につながっていくものと思っております。

避難所や災害ボランティアセンター運営における総合的なICT技術の活用や運用方法について、今後とも情報収集をしながら、その有効性や課題について調査・研究をしていきたいと考えております。

[4番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 御答弁ありがとうございました。弱視のほうに関しては、実際の県のほうに動いていただいているということで、大変ありがたく思っております。

そうやって事業を進めていただけるというのはありがたいことなんですけれども、もともと足元にひっかかっていることは、3歳児健診の重要性が伝わっていないということです。実際に検査の紙を見せていただきましたが、行政的に見れば何の問題もない文章ですし、内容も最も書かなければいけないことというのは全部書いてあると思いますし、検査方法としてもこう

いう絵を使った方法だということで、これについてもよく理解できます。

しかし、私がお聞きしたお母さん方の御意見によりますと、3歳のころは話が上手にできなかったの、うまくできているかどうかというのが親としてわからなかったという御意見をいただきました。何か書いてあったけれども、その重要性について余りよくわからなかったというのを、そう何十人も聞いたわけではないんですけれども、数人の方にお伺いしたところ、ほぼ全員同じような方向性のお話でした。ということは、もちろんそういう検査機器を導入してやるという以前の問題として、この紙自体をもう少し親さんがそういうことが理解できるようにするか、例えばこの絵文字にしても、カラーにして絵本のようにやっている自治体もあるわけですね、ネットで調べていただければすぐわかるんですが、そういうふうにもう少し効果的にこちらの考え方が伝わるような方法というのは、今後検討していかれたほうがいいと思うんですが、そのことについてのお考えはいかがですか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） そういう御案内や通知を出すときには、いろんな方の御意見を聞きながら対応をしているのが事実であります、今言われたようにいろんな中身について、やはりお子さんを持った親さんは自分の子供の命を守ることもありますから、一字一句真剣に見て対応されることは親の責務でありますから、そういうことも鑑みながら、今言われたことに対して少しでもわかりやすい理解しやすい方法を、より一層、研究することは必要であると思います。ただ、今の内容は、今言われたようにしっかりした伝達ができる内容でありますから、そのことも親さんにもやはり理解をしていただきながら、親子でそういう態勢をとれるような方法をまた研究してみたいとは思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

本当に行政文書として何の落ち度もない文章だと思いますし、やり方についてもおかしいとは思いませんが、ただ、親さんが目を引いてもらえるような、先日もNHKの番組で乳がん検診をいかにふやしたらいいかというのもやっていましたが、やっぱり受けられる方がそういうふうにしてもらえるように導入していくというのは行政の責任でもあると思います。

なので、例えば先ほど言いましたように、事業として県の事業ではないとおっしゃいましたが、3歳を超えて治療の限界までのお子さんの再検査をもう一度やることによって、例えばそのときに健診をどう思ったかということも検証することによって、今後どう変えていったらいいかということのデータにもなっていくと思いますので、もちろん県の了解も得なければなりません、ぜひとも前向きに進んでいってほしいなあというふうに思います。これは大変ありがたい御答弁でしたので、この辺にさせていただきます。

今度は防災のほうなんですけれども、県がやった社会福祉協議会の立ち上げ訓練というのは平成26年でしたか、あのときはまだ私の工場が向かいにあったので、バスを転回するのに土地を貸してほしいと言われて、お貸ししたので大変よく覚えております。たくさんの方が来て、本当ににぎやかという言い方はおかしいですけど、本当に盛大に大々的に行われたことははっきりと記憶しております。なので、とてもいいことだと思いますけれども、例えば僕は災害ボランティアコーディネーター養成講座に行ったんですが、公務があって1日だけどうしても参加できなかったんですね。その足りない分を次のときに来てください、そうすれば修了証を差し上げますと言ったんですけど、その次のときの案内がないんですが、そういうことというのは、たった1人なんですけれども、とても大切なケアだと思うんですが、その辺のところはどうですか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） そういう経験をされたことからおっしゃったことでありますから、それも大事なことだと思いますので、そのこともまた一回通達してみたいと思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

避難所の地域ごとの割合を出していただきました。これは35施設ということで、空調がないのは5施設だけということは、一応全部屋根があるという前提で35施設でこの割合だというふうに考えていいですか。

○議長（尾関俊治君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） 現在、地域防災計画におきまして指定をさせていただいております屋内の避難所でございますので、当然屋根、雨・風がしのげる状態になっておるものでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

もちろん、どこの自治体でも、例えば全員の住民が避難できる場所を確保している自治体なんていうのはあり得ないと思うんですが、もともと笠松町の成り立ちからしてある意味仕方のない割合かなあと思うんですが、例えば先日の7月豪雨であつたり、例えば札幌の地震のように、区全体が液状化してしまつてというような場合に、かなり広範囲な被災地になった場合に、例えばあれだけ水につかつてしまうとほとんど全部住めないですよ、そうした場合に、どういうふうに誘導しようというふうに計画されていますか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今言われたように大がかりな水害等、例えば境川ではなくて、木曾川の決壊等が考えられる大がかりな水害等に関しては、事前に広域避難の協定をしておる岐阜市、各務原市初め、町外の避難所との協定に基づいて、大がかりな避難体制をとると思います。また、とらなきやならない状況になってまいります。

そういうときには、そういう広域避難の対応をすると同時に、多くの皆さんにそういうことを知らしめて対応すること、そしてまた、やはりハザードマップでもあるように5メートルの水没する部分であれば、当然今の広域避難と同時に3階以上の建物が有効でありますから、そういうことも皆さんに周知をしながら避難体制をとっていけるものだと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

そうですね。広域避難というか、町だけではどうにもならないことだと思いますので、その辺はぜひとも連絡をとり合って、そういうお互いの訓練みたいなものも何かの機会のときに、それぞれ全体の情報共有をどういうふうに図るのかも含めて、ICT技術を使うのか、SNSを使うのかということも含めて、近隣の市町と共同の訓練をしていくのも必要だと考えますので、ぜひとも今後とも前向きに検討していただきたいと思います。

なかなか空調設備を全部整えることも難しいと思います、実際のところ。ことしのように酷暑の真夏に水害が起きると、もう本当に暑いというだけで亡くなってしまっ、災害関連死になってしまいますし、東日本大震災のときのように真冬ですと、寒さで死んでしまうことも当然考えられます。全部全てというのは非常時でなかなか難しいとは思いますが、できるだけことは考えておいていただきたいと思います。

それと、防災キャンプのことなんですけれども、なかなか費用もかかるし大々的なので難しいということはわかります。実際に例えば発電機を移動しようと思うとクレーンとかユニック車を持ってきてということになると、それだけでも数十万円、20万、30万というレンタル料がかかってくるのかなあとと思いますが、机上の訓練ではなく、一度もつないだことがないというのは致命的だと思うんですね。そうなったときには、例えばみなと公園のトイレの移動とか、一つのことではなく、いろんなことが同時に多発的に起きてくるので、実際にやっておかないと、あるいはやれと言ったときに、すぐ担当部署が動けるかどうか。しかも、役所の中はどんどん人が入れかわっていきますので、そのときに担当した部長がいつもそこにいるとは限らないわけなんですよね。だけでも、一度やっておくことはとても大切で、前向きに検討していただけるということなんです、もう一度その見解をお願いします。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先ほどもお答えしたように、確かにそういう実施訓練はいろんな部分で

必要なことでありますから、対応しなきゃいかんと思っています。

当然、前もあつたように、大がかりな火災のときのホースの延長訓練、これも大がかりなものでありましたが、やはり糸魚川でのああいう状況を確認すれば、笠松町も同じような状況の中でやるべきであるということで協力をいただきましたので、今言われた設備に対する対応にしても、そういうことをやっぱり考えながら対応を進めていくことも大事だと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

そうですね。総合的にいろいろと判断していくことは大事で、例えば実際に起きたときに町長さん自身が元気かどうかということも何の保証もないことになります。もちろん我々議員だって同じことですし、役場の職員が全員元気でまたここに集まって来られるかという保証も何もないわけですね。そうすると、誰がといて決めた人がそこにいない可能性もあるわけですから、そういうことも含めて重要になってくるのではないかなあとと思いますし、そういうことを前提として考えると、さっき言った、例えばSNSを使った情報の共有ということが物すごい、例えば人が入れかわっていても重要になってくると思うんですね。

例えば、笠松町の場合、町全体の施策の中でICT技術を使うというのは、他の自治体と比べて得意な分野ではないように感じています。単純に、例えばSNSを使った情報発信を一切笠松町としては行っていませんし、余り得意なことではないと思います。あんしんメールはいち早くやっていただきましたが、それもそこまでというところになっております。なので、実際のところ、実に同時に同じものを同じように見られるということ、例えば、グループ機能の中で別のグループでもって災害の現場の写真をとれば、全員がそれを共有できるわけですね、一々持ってきて、印刷して、見てということではなくてということ、それから、例えば住民の皆さんから吸い上げるグループというものもあっていいと思いますし、そういうことを真剣にちょっと検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、初めの答弁でもお答えしたように、そういうようなICTの技術を活用した運用方法については、自治体にその有効性や課題なども捉えながら調査・研究していきたいということでありますので、御理解いただいて、我々も考えていきたいと思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

今回うちの議長の提案もあって、ICTを利用したペーパーレスの議会運営の研修を視察研修で行くことになっております。ぜひとも、そういうことも含めてICTを有効に活用してい

かないと、多分少子・高齢化、特に見守りという段階では、今後さらにそういう技術の必要性というのは増してくると思います。ぜひとも一つの切り口として、防災のグループトークなどというのは非常に入りやすい部分だと思いますので、第一義的にまずそれをやってみて、次にどんどん広げていくというのは大事なことだと思いますので、今後とも一生懸命前向きに検討していただきますことをお願いして、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） この際、10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

古田議員の質問を許します。

○2番（古田聖人君） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、質問させていただきたいと思います。

先週は、台風、地震と立て続けに大きな自然災害に見舞われました。被災された方には心からお見舞い申し上げます。

笠松町におきましても、地域防災力の強化が求められると思います。ただ、この地域防災力において大きな障壁になりそうなのが、今回取り上げさせていただく空き家問題でございます。その意味におきまして、空き家問題と空き家の有効活用について少し踏み込んだ質問をさせていただきたいと思います。

それでは、質問書の朗読をさせていただきたいと思います。

日本はこれから、かつて経験したことの無い人口減少化時代を迎えようとしています。さまざまなリスクが懸念されていますが、とりわけ地方に深刻な影響をもたらすと言われているのが空き家問題であります。空き家がふえることで、主に防災・防犯上の問題、衛生上の問題、景観上の問題の3つの弊害が起きると言われております。このように、国家レベルの重要課題になりつつある空き家ではありますが、将来的にも増加傾向が続く見込みであります。総務省によると、2014年ベースで全国の空き家の数は約820万戸、総住宅数に占める割合は13.5%で、7軒に1軒が空き家の状態になっているそうです。これが2033年には30%近くまで増加し、3軒に1軒が空き家になると予想されています。

空き家が増加する原因と対策について、国も自治体も本腰を入れて調査・研究に取り組み始めました。しかし、抜本的な解決にはまだまだ時間を要するでしょうし、笠松町のような小さな町ができることには限界があります。今回の一般質問では、私たちが今できる対策に絞って議論を進めていきたいと思います。

では、最初に笠松町における空き家の現状を伺います。現在、笠松町には、空き家と認定されている建物は何軒ぐらいあるのか、校区别で御提示ください。また、今後も空き家はふえる見込みなののでしょうか。もし、そのように推察されるなら、原因や背景についてどのように分析されているのか、御教示願いたいと思います。

さて、空き家問題に関しましては、6月に行われた羽島郡町村議会議員総会の研修会でも取り上げられました。講師を務められたNPOの代表の方は、空き家がふえ続ける背景とふやさないための取り組みについて講演されましたが、その中で、解決には官民の連携強化が不可欠と何度も強調されていたのが印象的でした。確かに、空き家対策の推進に関する特別措置法の施行により、自治体の権限や裁量は強化されました。倒壊のおそれのある危険な空き家に対しては、特定空き家に認定した上で行政代執行で撤去することができるようになりました。

しかしながら、いざ行政代執行しようにも手続が煩雑な上、撤去費用に多額の税金を投入する可能性が高く、なかなか伝家の宝刀を抜けないのが現実のようであります。それ以前に空き家の所有者との交渉も、専門的な知識を要するのはもちろんのこと、内容もケース・バイ・ケースで、対応するには長年の経験と柔軟性が求められます。これを笠松町のような職員数の限られた行政機関だけで担っていくのは、正直荷が重いような気がします。そうすると、講師の方が指摘されたように、いや応なしに民間の専門家や団体と連携しての体制づくりや相談窓口の設置が必要になってくるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。

笠松町では、空き家対策、特に所有者との相談や交渉についてこれからどう進めていくのか。その中で、民間との連携や協力をどのように位置づけていくつもりなのか、具体的に連携を模索されている相手があるのならば御説明願いたいと思います。

次に、空き家の有効活用について考えたいと思います。

空き家を廃屋にせず、なおかつ地域の活性化につなげるには、再利用化が最も理想的だと考えます。そのための手段として、既に多くの自治体が空き家を活用したい人に空き家の情報を提供する空き家バンクを設置しています。実際に私自身も事務所や店舗に使えるような空き家物件を探している中、不動産屋を一件一件回って条件に合う物件を拾い集めるのは大変だ、笠松町には、簡単に比較検討できる情報サイトのようなものはないのかという相談を受けた経験があります。こうしたニーズに応えるためにも、笠松町においても、空き家バンク設立に積極的に取り組むべきと考えますが、ここで一つ留意すべき点があります。それは、空き家バンクを設けて、町内の空き家物件一覧のようなものをつくったからといって、すぐに入居者で埋まるほど甘いものではないということであります。なぜなら、周辺の市や町が同じような空き家バンクを設けていたら、結果的にたな子の奪い合いのような競争になりかねないからであります。

こうした自治体間の競争に勝つには、ほかのバンクとは違う付加価値をつくり、差別化を図

っていく必要があると考えます。では、その付加価値はどのように生み出していくのか。例えば先進事例として、昨年視察に訪れた兵庫県丹波市の取り組みを紹介したいと思います。

丹波市では、平成27年に移住施策・空き家対策を行う住まいづくり課を設置、住まいのバンク、空き家バンクを設置して、市内の空き家情報を移住希望者などに公開しています。また、転入者向けの補助金制度も制定し、空き家を活用した定住促進策に力を入れています。さらに、ハローワークや商工会などとも協力し、移住者向けの仕事を紹介しています。その上に、移住した後も安心して生活できるように、地元のコミュニティ活動団体などが移住者との交流を図るなど、アフターケアにも気を配っているそうです。そこで、市の担当者に空き家バンクの成功の秘訣を尋ねたところ、官民の連携協働であると明言されました。ここでも民間のアイデアと経験、実行力が大きな威力を発揮するようです。

その民間活力という面では、もう一つ、私がこの夏に個人的に訪れた香川県高松港沖にある男木島という人口160人ほどの島の活動も注目に値すると思います。男木島では、多くの離島同様に少子・高齢化が進み、島にあった小・中学校も閉校になってしまいました。そこに大阪から引っ越してきた女性が、島民同士の交流を盛んにするために、私設図書館の建設を思いきます。女性が中心となってNPOが立ち上げられ、自己資金や寄附で空き家を購入、リフォームし、念願だった図書館を2年前にオープンさせました。男木島図書館と名づけられたこの施設は島の名所となり、島民はもちろんのこと、島外からも多くの観光客がやってくる交流スポットとなりました。

さらに、図書館建設運動がきっかけとなり、若い世代の移住がふえ、島内の小・中学校が再開されたそうです。まさしく空き家を活用したプロジェクトが地域の活性化や定住人口の増加に結びついた好例ではないでしょうか。

丹波市にしても、男木島にしても、もし行政主導で取り組んでいたら、全国から注目を集めるような結果を残せたでしょうか。前述しました空き家対策と同じように、空き家バンクにおいても民間活力を積極的に活用したほうが付加価値を生み、ほかの自治体にはない魅力づくりにつながるような気がします。

もちろん民間活力を引き出すには、行政側にもコーディネーターとしての大きな役割が求められるでしょう。実は、笠松町でも、ことしになって空き家をリフォームしたプログラミング塾がオープンしたほか、下本町の杉山邸も見方を変えれば空き家を活用したまちおこしのモデルケースに位置づけられると思います。このように、笠松町には空き家を活用した実績があるだけではなく、掘り起こせば潜在的なニーズはたくさんあるはずです。要はハードとソフトをいかに結びつけるかではないでしょうか。

そこでお尋ねします。

空き家の有効活用、再利用について、どのような取り組みを考えておられるのか。その中で、

空き家バンクの進捗状況はどうなっていますでしょうか。また、ほかの空き家バンクとの差別化を図り、笠松らしさを打ち出すための工夫はどうされるつもりなのか。特に、民間との連携、協働のあり方についての考えをお示してください。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 2番 古田議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、古田議員さんからの御質問にお答えしたいと思います。

まず、大きなくくりで空き家問題に対してであります。町内の空き家の現状についての御質問であります。笠松町では平成28年、29年度に空き家の現況調査をさせていただきました。調査対象は、原則として戸建ての建物として、いわゆるアパート等の調査は今回の調査では除外をさせていただきましたが、空き家の可能性があると思われる487軒を調査させていただいたところ、長期にわたって電気や水道などの使用がなくて、庭などに雑草が繁茂していて適切な管理がなされていないと思われる空き家というのは、町内で191軒ありました。この地域ごとの内訳としては、笠松地域が106軒、松枝地域が65軒、下羽栗地域は20軒でありました。

また、空き家に対して、今後もふえ続ける見込みがあるのではないかと推察するのであれば、原因や背景についてどう考えているのかという御質問であります。町内の空き家件数の今後の見込みについては、町が実施をした調査対象のうち、いわゆる管理が行き届いていて空き家と認定しなかった家屋というのが296軒ありますので、一部は今後、空き家へと変わっていくことも想定されることや、今回調査しなかった家屋でも今後空き家になるものもあると見込まれることから、今後、笠松町においても空き家が増加していくものではないかと考えております。

町では、空き家となった原因、あるいはその背景について、私どもが独自に調査・分析はしていませんが、一般的な空き家の増加の原因や背景として、核家族化に伴う住宅の増加や都市圏への人口集中や高齢者のひとり暮らしの増加など、今後の人口減少が相まっていると考えられております。

さらに、住宅を継承することになっても、継承者が居住したり、例えば借家に活用しようとする多額のリフォーム費用がかかることや、あるいは活用できないために解体しようとしても高額な解体費用が必要であるために、いわゆる利活用されない理由の一つともなっていると考えられます。また、相続放棄などによって空き家となる場合もあつたり、空き家の継承者の問題も顕在化をしていると思います。

次に、空き家対策について今後どう進めるのか、また民間との連携や協力をどのように位置づけていくのかという御質問であります。笠松町における空き家対策については、空家等対策の推進に関する特措法第6条に基づいて、区域内の空き家等に関する対策を総合的かつ計画

的に実施するための笠松町の空き家等対策計画というのを今年度中に策定をしながら、空き家等がもたらす諸問題に対して対応していくものと考えております。

この計画には、国が定める基本指針に即して計画期間や、あるいは調査や、あるいは適切管理の促進や、特定空き家の措置や、あるいは相談への対応、そしてまた対策実施体制などを定めて、多岐にわたる空き家問題に総合的に対応して計画的に対策を実施する予定であります。

また、この計画には、所有者等との相談をワンストップで実現できる総合相談窓口の設置を明記して、気軽に空き家の相談ができる体制を整え、内容によっては関係課と連携を図り迅速な対応を進めるとともに、庁内において横断的組織を立ち上げて、空き家情報の共有や対策の協議や実施の検討をしながら適切な対策が実施できるよう進めてまいりたいと思います。

空き家対策は、町が主体的な役割を担うものとしませんが、不動産業者の方や建築業者や、あるいは建築士等の民間事業者との連携をすることで、より効果的な対策の実施が可能であると考えております。所有者に対して、空き家の適正な管理や、空き家あるいは跡地の利活用促進における普及啓発や、専門性を生かした相談への支援など、計画には民間事業者との連携強化の旨を明記して、官民協働で空き家対策に取り組んでいきたいと考えております。

そして、どのような取り組みを考えておられるのかという御質問であります。空き家は所有者の財産であることはもちろん、地域においても活性化につながる有効な資産でもあり、空き家を有効活用することは地域社会の活性化や都市機能の向上となるものであると認識をしております。空き家の有効活用の取り組みについては、先ほど申し上げました笠松町の空き家等対策計画の中において、他の対策と連動した総合的な空き家活用の促進を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、空き家リフォームの普及促進や、あるいは利活用可能な空き家の空き家バンクの活用をした情報発信や、あるいは店舗等用途転用の促進など、民間事業者はもちろん、県や警察や消防といった関係機関や、町内会などの連携・協力をして、効果的な対策内容となるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

空き家バンク等の進捗状況や笠松らしさを打ち出す工夫はあるのかという御質問であります。昨年11月から国が試行運用を始めた全国版の空き家バンクには、全国自治体の空き家情報が登録されており、ことしの8月末現在の登録数は約5,500軒で、岐阜県内では、関市や中津川市、瑞浪市、恵那市、下呂市、川辺町、八百津町、白川町の8市町の88軒が登録されております。登録の多くは山間部の物件であり、人口減少により移住・定住を主要施策に掲げる自治体が情報登録に力を入れており、民間の不動産情報が充実している都市部においては、空き家バンクの活用については少しおこなっている状況ではないかと考えております。

現在、笠松町も空き家バンクの導入に向けて他市町との動向や、あるいは宅建業界など民間との連携方法など協議を進めており、笠松町の空き家等対策計画の中において、他の自治体と

の差別化が図れる内容となるように、民間事業者や関係機関と連携をして笠松町の特徴を生かした空き家バンクの導入を進めてまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 御丁寧な答弁ありがとうございます。

町内には、今のところ約200軒の戸建ての空き家があるということですが、今答弁にあったように、今後とも空き家の数はふえていくと。考えてみれば、それは当然なことでありまして、これから日本は人口減少でどんどん人口は減っていく。人は亡くなれば土に返るわけでありまして、建物というのは、持ち主がなくなってもずうっとそのまま残っていく。現在においても、世帯数よりも建物の数が多いといったことが全国的に言われております。これは本当に深刻な問題だと思います。

そうした中、今回空き家の調査をやっていただいたわけなんですけど、空き家の認定の基準ですね、これは先ほど一部答弁の中でも御提示されたんですが、こういうものが空き家だよというのは全国的な一律した基準があるのかどうかということと、今、笠松町の200軒という数字は、割合的には全国の平均値と比較すると多いのか少ないのか、そのあたりの現状説明をもう少しお願いしたいのですが。

○議長（尾関俊治君） 田中建設水道部長。

○建設水道部長（田中幸治君） 御質問にお答えをいたします。

空き家と認定した全国一律の基準のようなものがあるのかという点と、200軒の空き家について全国的な数値と比較するとどのような位置づけにあるのかという御質問でございますが、まず町が実施しました基準は、建物等の朽廃状況、朽ちているとか建物の状況でございます。それから、長期にわたり電気や水道の使用がない。あるいは、庭などに雑草が繁茂して適切な管理がなされていない。長期間、人の出入りが無いといったものが特措法においても示されております。

ただ、空き家に該当しないと考えられるという部分もございまして、これにつきましては、現にお住まいではないのですが、所有者が時々出入りしている場合については空き家とみなさない。あるいは、倉庫として利用しているので、実際には居住していないがというのも空き家としては認定をいたしません。それから、時々あるんですが、将来使用する意思があり、時折換気のために訪れると。これが法事であったりとか、仏壇とか何かがそちらにあって、一、二回訪れて法要などを行っているという場合も使用していることとなりますので、こちらについても空き家とみなさないということもあります。

あとは、本人さんの意思で使用しているという意思があれば、空き家として認定いたしませんので、きちっとした線引きはなかなか難しいものではないかと考えております。

それから、空き家の数の数値、全国的には多いのかどうかという点でございますが、古田議員さん、質問の冒頭で13.5%というようなお話をいただきましたが、総務省が行っております住宅土地統計調査というのがございまして、こちらに空き家という形で数字が出ておりました。こちらにつきましては、住宅土地統計調査、全国は13.5%の空き家があるということになっています。それから、岐阜県の場合は15.2%、笠松町は13.5%、全国平均並みということでございますが、この住宅統計の数字というのは、賃貸で売却用の建物であるとか、それからアパートの空室も全て含まれてしまっておりますので、非常に大きな数字になっています。また、長期間不在であるとか、解体予定の建物も空き家というような形で統計に上がってしまっておりますので、私どもの調査したものよりも明らかにちょっと多くなっていると感じております。

なので、実際には特措法に即したデータが出ておりませんので、実際には多いのかどうかまでは少し判断ができないというところでございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

そうしますと、建物や状況、所有者の意思、またその空き家の中に賃貸など集合住宅を含めるかによって数値が変わってくるということであるんですが、そうした非常に状況とか環境によって数値が変わってくるというのが空き家問題を非常に複雑化している一つの要因ではないかと思えます。

これは笠松町独自で何とかするという話じゃなくて、やはり全国的に国としてもしっかりとした基準がこれから求められるのではないかと思う次第でありますので、またこのあたりも担当課で鋭意動向を把握していただきたいと思えます。

そして、次に質問させていただきたいと思えます。

御記憶にあるかと思えますが、今年の春先に広島県で刑務所を脱走した犯人がおりまして、その受刑者が長期にわたって見つからなかったということで、本当にテレビや新聞が大騒ぎしていたんですが、捕まった後、取り調べたところ、この受刑者は、警察の捜索をかわすために空き家に住んでいたという話がありました。こうした事件が笠松町で起きない保証はないわけではありますが、もし仮にこうした事件が起きた場合、地域のどこに空き家があるかをしっかりと把握し、いざというときに警察などに速やかに情報提供できる体制をつくる必要があるかと考えますが、一方でこの空き家情報が流れてしまうと逆に不審者の流入を招くのではないかといった逆のおそれもあるわけでありまして。

情報の活用と保全という難しい扱いが求められるわけではありますが、笠松町におきましては、空き家情報に関してどのように管理、対応していくつもりなのか、そのあたりの見解をお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（尾関俊治君） 田中部長。

○建設水道部長（田中幸治君） 空き家情報の活用と保全という難しいものに対する町の対応は
どうしていくのかという御質問でございますが、空家等対策推進に関する特別措置法には、所
有者の情報を取得、管理することについても可能であると言っております。固定資産税等の情
報で、氏名と所有者に関するデータを管理することができると言っております。

現在、笠松町では、空き家の調査は場所、家屋の位置等について調査をしておりますが、特
措法では、市町村長は空き家等に関するデータベースの整備を行うよう努力するものというこ
とで、11条で求めていますので、今後こちらをデータベース化していきたいというふうには
考えております。ただ、各個人情報につきましては、適切に個人情報保護法に基づいて管理を
慎重に行っていきたいというふうには考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

こういった問題は、行政の管理運営、そして住民の知る権利と、もう一つ、今言われた個人
情報の兼ね合いが非常に難しいところがありますが、やはり常に臨機応変、そして柔軟な対応
をとっていただきたいことを要望しておきたいと思います。

次に、空き家問題に関連しての質問をさせていただきたいと思います。

最近よく話題になっているのが、いわゆる所有者不明の土地問題についてであります。これ
は一説によりますと、2016年時点で全国の所有者不明の土地は約410万ヘクタールで、九州本
土の面積を上回り、40年には約720万ヘクタール、これは北海道本島に匹敵するとも言われて
いますが、実際そのあたりはどのようなふうになるかわからないわけではありますが、笠松町では
現段階で判明している所有者不明の土地はいかほどあるのか。また、それに対する方策はどの
ように考えられているのか、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

町内の所有者不明の土地につきましては、具体的には調査確認をいたしておりませんのでお
答えいたしかねますけれども、御参考までに申し上げますと平成30年度の固定資産税納税通知
書の発送状況から、納税義務者の所在が不明で送致できなかったものが1件、1筆69.2平米ご
ございました。なお、本件につきましては現在、調査確認を進めさせていただいているところ
でございます。

また、今後の方策についてでございますが、所有者不明の土地の利用の円滑化等に関する特
別措置法がことしの6月13日に公布をされまして、公布の日から六月を超えない範囲内におい
て、政令で定める日から施行されることになっております。町といたしましては、法律の施行

状況を踏まえまして、国の動向等を注視しながら今後対応してまいりたいと考えているところでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございました。

この所有者不明の土地につきましても、空き家の問題と同様、動向をしっかりと把握して、その都度、適切に措置していただきたいと思います。

そのあと次に、空き家相談に関しましては、今後、総合窓口を設けられるとお聞きしたわけですが、実際、現状では今回の質問でも各課に伺ったんですが、空き家の調査は建設課で、そして空き家の再活用・再利用については企画課、そして所有者不明の土地や税の問題に関しては税務課等というふうに、非常に各課にまたがっているわけでありまして、これから総合窓口ということで、その辺の利便性というのは十分配慮されると思うんですが、やはり町民の方、あるいは空き家を利用される方、空き家を抱えて困っている方が相談しやすいような環境づくりを利用者の目線に立って、そういった窓口をつくっていただきたいと、そちらも強く要望させていただきたいと思います。

それでは次に、例の空き家バンクについてももう少し踏み込んだお話を伺いたいと思います。

空き家バンクの設立を考える上で、最初の質問もさせていただきましたが、やはり私自身は民間との連携が非常に重要であると考えます。ただ、笠松町では、まだまだ民間との連携が不十分ではないかと正直思うところではありますが、言葉はきついかもしれませんが、これまでの新規事業とかイベントを企画している様子を見ますと、どうも町全体に役場お任せ主義がちょっとはびこっているのではないかと思うわけでありまして。

例えば、実行委員会方式でいろんなイベントをつくっていますが、実質その業務を担って現場に出てあれこれ差配しているのは、役場の職員の方が大半であります。このような状況下の中で、今、空き家バンクをつくったところで、形はつくっても、果たして本当に利用者の方々が関心を持って利用しやすいものができるのか。それこそ、独自色も打ち出せず、仏つくって魂入れずの状況に陥るのではないかといった懸念を抱いているところでありまして。

私は、空き家バンクに限らず、これからの行政、特に笠松町は今、職員の数が非常に不足に、うちの事務局も今1人減っているという厳しい環境にあります。やはり役場が全部担って、現場へ行って全てやるというのではなく、民間ができることは民間に任せる、民間のインセンティブを引き出す、これが例えば空き家問題に関しては住民が関心を持てる環境づくりや啓発につながっていくのではないかと思うんですが、そのあたりの民間との連携、お任せするという点についての町長なりの考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、古田議員が質問の中でいろいろおっしゃったことは、私どもの町に限らず、いろいろな問題の中であり得ることではあります。やはり空き家問題に関しては、これからもっともっと増加してくるのではないかという見込みの中で、空き家が増加して放置されれば、やっぱり環境問題や衛生問題も含めて、そういう問題があったり、倒壊をすることによってそれぞれ安全の問題も出てくることであります。空き家の当事者だけではなくて、近辺の住民の皆さんも、空き家を見たときにそれぞれ当事者意識を持ってそういうことを取り組んでいくということをししないと、今言われたような、みんなでこういう問題を解決していこうという気持ちを醸成させていくことが私どもの仕事ではないかと思っております。

そのことを踏まえて、先ほど答弁で申し上げたように、笠松町の空き家等の対策計画を今年度中に立ち上げてこれからの方針を決めていく中で、今の申し上げたようなことも含めて、そしてまた民間との連携も含めた空き家等の対策計画をきちんと立てた上で、それをもとにしたいろんな役場の中の体制もそのとおりでありますので、そういうことをやはりうたいながら、みんなで結集して対応を進めていきたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

今、町長が言われた住民に当事者意識を持ってもらう、これはまさに空き家問題に限らず、まちづくりの基本中の基本だと思います。その点におきまして、少し先進事例をもう一つ紹介させていただきたいと思えます。

実は、先日、私個人的に半田市亀崎という地域で活動しているNPO法人亀崎まちおこしの会が取り組んでいる亀崎空き家再生プロジェクトというのをちょっと見学してきました。この亀崎地区というのは、江戸時代から明治にかけて、海沿いのまちですので、海運業でとても栄えた地域でありまして、地元の祭りがユネスコの無形文化財に登録されるなど歴史と文化があるという点で、笠松町と非常によく似ているような環境であります。ただ、皮肉なことに、ここの亀崎地区も笠松町と同じように高齢化が進んで、中心市街地の衰退化が顕著になっているというところでもあります。

そこで、まちおこしの会は、5年ほど前から空き家の利活用に取り組んできました。ここで注目するのは、空き家の調査、相談会、住民向けの説明会まで、全て自分たちNPOの人たちがやったということでもあります。その段階では行政はほとんど関与しなかったと聞いております。

そして、こうした地道な活動が認められ、半田市から地域活性化モデル事業に認定を受けて、3,000万円ほどの助成金が出ました。そして、今度はその助成金を使って、実際に7軒の空き家をリノベーション、現在は住居のほか、そば屋さんやカフェ、雑貨店として活用されている

そうです。そこで、会の方に成功の秘訣を聞いたところ、自分たちのまちは自分たちで元気にしようという気概が大事、特に若い人たちの発想力とネットワークを積極的に活用すべきであるとの答えが返ってきました。実際に、この空き家再生プロジェクトにおいては、30代や40代の人たちが中心的になって頑張っているそうです。

翻って笠松町では、さきの観光協会の設立の議論でも示されたように、まちづくりに対して余り民間からの機運が高まっていないように見受けられます。若い世代に関しても、商工会青年部は先般「かさマルシェ」ということで非常に大きなイベントを成功させていただきましたが、それ以外で表立って活動している人は少ないように感じられます。役場としても、これから若い人がまちづくりに参加できる場所をつくる、例えば以前やられましたアイデアソンとか、あるいは去年でしたか笠松町と連携した岐阜大学の大学生を交えてのワークショップなどを通して、若い人材の発掘に努めるべきではないかと思うんですが、そのあたりの見解をお示し願いたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今のまちづくりに関しては、いわゆる空き家問題に限らず、今言われたように、昨年、岐阜大学と連携をした協定に基づいて若い方に来ていただいて、まちづくりにも参画していただくことも大事なことだと思いますから、そういうことも積極的に進めていきたいと思っています。

それと同時に、今、私どもの町でそれぞれの皆さんがまちづくりに対して真剣に考えて進めていただいているのは、いろんな部署の中で感じられます。例えば、笠松町にお越しいただいた方に対するおもてなしや、あるいは元気な姿を見せるためにまちの駅をつくって、駅長会議でいろいろまちづくりを考えている皆さんもお見えになりますし、今おっしゃったようなNPOでは、文化と歴史のまちづくりをしようというまちづくりのNPOもあり、もう一つ、若い方がいろんなイベントや集まりによってまちづくりをしようというNPOもあったり、そしてまた多くの皆さんに参加いただいている大変ありがたいと思いますが、笠松力検定ということで、笠松の魅力を少しでも発信をして頑張ろうという皆さんもお見えになる。

そして、そういうような多くの皆さんがそれぞれの立場でやってみえる。そしてまた、25年問題を一つの契機として、笠松のまちづくり研究会というのも発足して、4回ほど、まちづくりを小学生から大人まで入った中で検討していただいている。今言われたアイデアソンに対しても、今まで過去3回積み上げた中で、まちづくりアプリをそこで開発してやっていただいている。いろんな方がいろんなところでまちづくりに対しては、思いを持ってやっていただいている。

私どもは、そういう皆さんと一緒にそういうことを一体化してコーディネートしながらやるのが我々の仕事だと思います。幸い笠松町には、今言ったようないろんな活動があり、

まちづくりの機運もあることでありますから、そういうことをより一層これから成就をして、多くの皆さんと一緒に進めていきたいと思っております。

そのようなまちづくりを考える中で、ふだんから思うことがあるのは、禅宗の言葉で「そったくどうじ」という言葉が大変印象があって思うのは、これは何かといいますと、例えば卵からひながかえるときに、ひなが中からいろいろつついて出ようとして努力をしている。それを見て親鳥が上からくちばしでつついて、中と外が一緒になってやることによって、初めてひなが来るという話であります。これはやっぱりまちづくりにしても同じことが言えるのではないかと。内面的なエネルギーを持った民衆の皆さんが、そういう中からそういう醸成をしながらやらないと、行政だけ上から殻をつついても、できるものではないですし、上からつつくのが、例えば早く拙速であれば、中の鳥を殺してしまうことにもなるという問題でありますから、今言った笠松町にいろいろ点在するそういうまちづくりの皆さんと我々がどう一体となってコーディネートできるかというのが大きな問題だと思います。

御提唱いただいた問題に関しては、私どももしっかり取り組みながら、これからのまちづくりに対して対応を進めていきたいと思っておりますので、今言われたことに関しては、また議員なりの御協力や御理解をいただいて、一緒になってお進みいただければありがたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） 町長の熱い思い、十分に伝わりました。

やはり、これからのまちづくりにおきましては、住民の個々のパワー、笠松町は本当に周辺の市や町と比べれば郷土に対する強い思いを持った住民の方がたくさんいると思います。ただ、こうした個々のパワーを一体化して大きな力を引き出すのがこれからの行政の務めではないかと思っておりますので、また一層のこと、そのあたりも頑張っていたいただきたいと思います。

最後に、空き家の再活用について、空き家バンク以外のアイデアについて質問させていただきたいと思っております。

いろいろ今回の質問に際していろんな空き家にまつわる本を読んだんですが、この中で出てきたのは、現時点では荒唐無稽かもしれませんが、空き家が多い地域とか将来的に空き家がふえそうな地域で、所有者が権利を持ち寄って集積化する、それによって、新たな住宅地や高齢者施設を用地する方法などが研究されているそうです。このほか、空き家対策には一般的にリバースモーゲージとか減築などさまざまな手法がありますが、重要なのは1つの手法に固執することではなく、それぞれの地域の事情や時代の流れに沿った方法を柔軟に取り入れていくことではないかと思っておりますが、そのためにも、先進地の視察を含めた調査・研究を継続的に進めていくとともに、住民にも関心を持ってもらう取り組みに力を入れるべきだと思うんですが、

そのあたり最後、もう一度お話を伺いたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、空き家対策等についても、議員からのいろんな考えや思いを言っていたわけでありますが、確かに空き家対策に関しては、やっぱりそれぞれの地域の特性があつて、それぞれの先進事例が私の町に合うかといえば、それだけではない部分があります。先ほど申し上げたように、全国の空き家バンクの中で登録できている岐阜県の地域というのは、中津川や瑞浪や白川やというように山間部が多い部分もあるんですね。

そういう中で考えて、まちづくりのために空き家バンク等をやっているところがありますが、実は私どもの地域を見てみますと、都会に近い地域の我々の中では、いわゆるそういうような生活に不便さを感じたり、あるいはひょっとしてほかっておけば消滅してしまうのではないかとこの危機感というのは、やはり都市部の中ではなかなか少ない部分がありますので、それと同じような空き家バンクや対策を立てることは、やっぱりそぐわないことにもなります。今、御質問の中でいろいろおっしゃっていただいたことを総合的に勘案しながら、先ほど申し上げたように、笠松町の空き家等の対策計画を今年度中に立てる中で、今おっしゃったことや我々が思っていることを計画の中にしっかり取り組めるように努力をして、すぐではなくて、今年度中には予定をしておりますので、じっくり将来を見据えた計画になるようにやっていくことが、今私どもの大きな責務だと思いますから、そういうことを職員と一緒に、また地域の皆さんや議員の皆さんのお力をかりながら、この対策計画を進行していきたいと思っていますので、御理解をいただいております。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

私、個人としては、この空き家問題を通してもう一度自分たちの町の位置づけ、そして町の将来性を見直すきっかけになればいいなと思っています。そのためには、行政はもちろんのこと、私ども議会も空き家問題に対してしっかりと研さんを積まなきゃいけない、そのための視察とか勉強会、これはまた議長にお願いしたいんですが、ぜひともまた考えていただきたいなと思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） この際、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時30分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

5番 田島清美議員の質問を許します。

○5番(田島清美君) 議長のお許しを得ましたので、通告に従い、小学校体育館の空調設備について、2点目は、町内一斉清掃について質問させていただきます。

7月19日に下羽栗小学校での伝統行事であるかがやき集会で、今回は小学校4年生が発表をするとのことで、子供が案内をもらってきました。三、四日前より子供が下痢も続き体調がすぐれなくて、こんな猛暑に冷房のない体育館で発表など熱中症にならないかと不安を抱いておりました。というのも、前日にニュースで、豊田市の低学年の子が友人に不調だと言っておりましたが、野外活動に行き、水分をとるように先生も指導していたにもかかわらず、熱中症で亡くなったとの報道があったからです。

私は、7月19日、20日、岐南町・笠松町の正・副議長研修のため、塩尻市の子育て支援センターに行かなくてはならず不在でしたので、もし子供が不調になり、学校から迎えに来てくださいと連絡をもらっても行くこともできないし、不安な気持ちでおりました。下羽栗小学校でも、ニュース等の報道を受けて、熱中症対策として通常体育館で30分の発表を15分で切り上げて、あとは教室にて対応すると保護者宛てのメールをいただきました。たとえ30分から15分に変更したところで、1年生・2年生の低学年の子供たちは発表を聞いているわけで、人が集まることにより熱気も集まります。

三、四年前にも、私は親として発表を体育館の2階から聞いていましたが、ことほど猛暑ではないのに、暑くて暑くて自分の体がおかしくなりそうな経験をしました。子供の友人のお母さんは、病があるのに、せっかくの発表会だから聞きに行くと言われました。子供たちの体調も心配ですが、指導される先生や保護者の方々の体調も心配です。熱中症というのは、大変恐ろしい病気なわけです。ことしの夏、熱中症が原因で、とてもお元気であった近所の方が急に亡くなりました。また、友人の知人の大学生のお子様も、熱中症が原因で脳死になり、現在、心臓は動いていても植物状態であると身近で聞いております。

そんな話もあって、私は心配で心配で仕方がなくなり、小学校に電話をして事情を伝えました。先生も極力フォローしてくださると言ってくれました。それでも気が落ちつかず、3時ごろ、町長さんへかがやき集会の話をして、子供は休ませた方がいいだろうかと相談したところ、せっかくの発表ではあるが、命にかかわることだから休ませた方がいいとアドバイスをいただき、子供を説得しようと考えていました。その後すぐ、総合会館を使えるように調整したから休ませなくてもいいよと電話をいただき、本当に迅速な対応に感謝いたしました。子供たちの発表もうまくいったようですし、ギャラリーの子供たちや保護者の方々も快適に見ることができたと思います。本当にありがとうございました。

また、ことしは連日の猛暑で、くりっこ学習も中止、プールも中止、子供たちもストレスが

たまっているようです。児童クラブに迎えに行くと、児童クラブの先生が私のところへ来て、体育館に冷房をつけてほしいと訴えられました。子供たちが外では遊べないし、楽しみにしていたプールも中止、ドッジボールやボール遊びなどができないためストレスがたまっている。先生も4人ぐらいしか見えなくて大変だと話されました。笠松小学校は体育館がありますが、講堂という扱いで冷暖房が設置されています。町内の子供たちは平等でなければなりません。ぜひとも下羽栗小学校、松枝小学校にも空調設備をつけていただきたいと思います。

以前、平成25年9月議会にて、私は体育館に冷房をつけてほしいと一般質問で要望しましたが、そのときは体育館に冷房がある学校など全国探してもないと言われました。体育館は避難所にもなるわけですから、ぜひとも設置していただきたいと思いますので、設置の場合、費用の概算や想定する補助制度、そして設置できない場合、その理由などをお尋ねいたします。

2点目は、町内一斉清掃の開催時期の検討についてお願いします。

8月5日に、中野・米野町内一斉清掃がありました。連日の猛暑で大変熱中症を心配しておりました。前々日に朝6時の農作業中に熱中症で亡くなられた方の葬儀の一件もあって、中野は町内会長さんが柔軟に対応され、外の作業は中止、神社の中だけとして、通常の間より30分切り上げて終わりました。特に問題はなく、よかったとのことでした。米野は7時半から8時半まで神社清掃をし、終わり次第、溝ざらいをして、ようやく10時10分に解散でした。2年前に町内会長さんが溝ざらいの後で体調を崩されて救急車で運ばれ、一度は回復に向かわれたようですが、急変して亡くなられた経緯があります。親族の方から、町内一斉清掃の日程を変えるべきだと強く訴えられました。町内会長さんも熱中症の心配をされているようですが、お盆前ということで、今までずっと慣例で8月に行っていたものを自分の代で変更するのは抵抗があるということでした。

私も去年、神社清掃と溝ざらいの後、動けなくなったので、ことは主人と分担して行いましたが、その後はぐったりとして、ほかの用事もできませんでした。おひとり住まいの方は、交代してくれる人もいないので、高齢の方などどうされているのだろうと心配しております。江川でも台風の日、風もあり、割と涼しいときであったのにもかかわらず、30分間の草刈りで、帰ってから熱中症の初期の症状になってしまったとの話もありました。同級生の方から電話で、夏の町内清掃をやめてほしい、何とかならないのかとの御意見もありました。

とにかく、私は、皆さんが無理をして倒れられたら命にかかわるわけなので、取り返しがつかないと思うのです。特に役員さんは準備などありますし、長時間の作業になります。この件で、町のほうへ以前お伺いをしたときは、町のほうが清掃日を決めているわけではないとの回答でしたが、回覧板では町内一斉清掃として回覧されます。今回調べていただいたところ、8月5日を清掃日としているのは中野・米野のみでしたが、ほかの町内会もある程度この日にされているものだと町内会長さんも認識されていたようです。

そこで、町内一斉清掃について56の町内会がそれぞれいつ開催されているのか、わかる範囲でお聞かせください。同様に、老人クラブの皆さんも神社や墓地の清掃活動などを行っていただいていると聞いていますので、特に夏の間の活動実績などもあわせてお尋ねいたします。

私は、町のほうから町内会長さんや老人クラブの会長さんへ清掃日の設定について、また熱中症の恐ろしさを含めてアドバイスしていただきたいと思います。町からの一声があれば町内会長さんたちも役員会で語りやすいと思うのです。この件について、町側の御意見をお聞かせください。以上です。

○議長（尾関俊治君） 5番 田島議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、田島議員さんからの2点についての御質問であります。まず第1点目の小学校の体育館等に対する空調設備の設置についての御質問であります。

御指摘のあったような松枝小学校、下羽栗小学校の体育館での空調設備については、児童が安全に活動できることを第一に、熱中症対策も含めて良好な教育環境の整備をしていかなければならないと考えております。また、お話にもあったように、災害発生時には避難所としての機能を有することから、避難者の皆さんのための適切な温度管理など良好な生活環境を確保することが必要であり、対策を講じなければならぬと認識をしております。

また、設置するに当たっては、多額のイニシャルコストだけではなく、ランニングコストも考えていかなきゃならないことや、あるいは安定した室温設定を確保するためには空調設備の設置だけではなくて、いわゆるその時点で大規模な改修も必要になってくることが考えられますので、そうしたことを踏まえて、私どもは今後、設置に向けて最近の他の自治体の状況等も参考にしながら、低コストで設置できるような、また国庫補助等の対応も活用しながら、機器の選定や施工方法などについて、早速研究をして調査をしていきたいと思っております。

次に一斉清掃の問題で、まずお答えさせていただくのは、町内会の町内一斉清掃については、町内会連合会の事業計画の中で年2回、4月の第1日曜と12月の第1日曜ということで活動を計画されて、その中で各町内会の協力によって進められております。4月と12月の第1日曜以外の日に実施される場合においては、事前に町へ御連絡いただけるように町内会にお願いをしておりますが、ことしは56町内のうち2町内から8月に実施される旨の報告をいただいたところであります。

老人クラブ等の活動に関しては、住みなれた地域への奉仕活動として地域の実情に合わせて、それぞれ単位老人クラブごとに作成をされる事業計画に基づいて実施をされておりますので、今年度は47の老人クラブのうち33の老人クラブにおいて清掃活動を実施されました。そのうち7月、8月に計画をされたのは20のクラブでありましたが、実施月の変更や、あるいは清掃範囲の縮小や早朝の実施などで、それぞれのクラブで体調に配慮しながら実施をされております。

また、老人クラブ連合会においては、岐阜地区単位老人クラブのリーダー研修会等で学習したことを参考に、いわゆる熱中症予防のリーフレットを作成されて、全会員に注意喚起をされたと同っております。町においても高温注意情報等が発令された際には、行政防災無線によって住民の皆さんにお伝えをしながら注意喚起を行っているところではありますが、しかしながら、議員が言われたように、猛暑の最中の活動によって、いわゆる体調を崩されたり、あるいはそういうことになれば元も子もありませんので、各実施団体においては、それぞれ状況によって賢明な判断や配慮をいただけるものと思っておりますが、町としても機会を捉えてお声をかけさせていただきたいと思っております。

[5番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 田島議員。

○5番（田島清美君） 前向きな答弁をしていただいております。

それでも、今回、一般質問したからといって、すぐ来年やっていただけるような回答ではなかったのでもちょっと残念なんですけど、私が聞いているのは、もうちょっと具体的なコストのことをちょっと知りたいんですけども、わかる範囲内でいいんですけど、笠松小学校は今、冷房がありますよね、講堂ということで。それも後づけだったと思うんですけど、その総工費がお幾らぐらいかかったのかということをお教えいただきたいです。

○議長（尾関俊治君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

笠松小学校の講堂の空調設備の工事の費用でございますが、既存のダクト等を使用したので、5,400万円の事業費でございました。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 田島議員。

○5番（田島清美君） ありがとうございます。

5,400万円ということで、そう簡単にすぐ下羽栗小学校の体育館、松枝小学校の体育館につけていただく、簡単にはなかなか捻出できないと思うんですけど、中央公民館も既存の冷房では効きが悪いということで、下のほうに臨時的なもので空調をつけられたと思うんですけど、その費用も幾らかかっているか、ちょっと済みません、教えていただけますか。

○議長（尾関俊治君） 足立部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） 大変申しわけありません。今、手持ち資料でちょっと数字がわかりませんので、済みませんが失礼いたします。

[5番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 田島議員。

○5番（田島清美君） じゃあ、また後でも教えていただけますか。

それで、例えば先日、日曜日に中野と無動寺の防災訓練があったんです。ちょうどそのときは雨が降っていて、大変蒸し暑かったんです。温度としては29度ぐらいのときだったんですけど、9時から始まって、終わったのが10時45分ぐらいの1時間45分ぐらいのことだったんですが、本当に間仕切りの説明とか、こういうマットで冬なんかはやりませよみたいな説明を受けたり、防災クイズの説明会があったんですが、本当に伏屋さんなんかは防災の服を着てみえて、私はちょっと半袖の普通の服で参加させてもらったんですが、本当に蒸し暑くて、これが果たして、先ほど川島議員の避難所の一般質問もありましたけど、これは本当に大丈夫かなと思うんです。

今、東南海地震も30年以内に起きるとこの間テレビで科学者の方も言われていましたけれども、本当に調査・研究とかじゃなくて、来年の夏に向けて本当に早急にやっていただきたいというのが私たち近隣の人からも要望があるんですけど、それについて町長さん、どう思われますか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 緊急に対応することの必要性は当然あると思います。ですから、いろいろ質問があった中で、松枝、下羽栗の体育館に関して、いろいろな考え方の中で緊急性を考えれば、どちらを優先するかということも対応になってくると思います。申し上げたように、言われてちょっとした空調設備を買ってきて整えるのではなくて、大規模改修をやらなければできない、体育館の空調というのはそういう設備でありますから、そういう中において今申し上げたような国庫補助等の対応がどのようになされるかということも踏まえてやらないと、財政的には私どもは難しい部分があります。そういうことを調査・研究するということであって、やることを引き延ばすための調査・研究ではないですから、そのことは御理解をいただいて、私どもの今の笠松町の中でできることがどこまであるかをしっかり踏まえながら、今言った段取りを考えながら対応を進めていくということでもありますから、そのことを御理解いただきたいということだけ申し上げておきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 田島議員。

○5番（田島清美君） 町長さんが今返答されましたことは、大変前向きに考えていただけそうなので、これ以上は私から特にいろいろ言うつもりはないんですけど、あと一点だけ、児童クラブの子たちが夏休みの期間、約1カ月ちょっと総合会館の2階とプレハブのところに通ってみえるわけなんですけど、結局、外は高温注意報で外遊びはできない、補習みたいなものも中止、プールも中止ということで、子供たちは本当にストレスがたまっているようです。子供たちがストレスがたまるといことは、先生たちが子供たちにいろいろ言っても全然言うことを聞いてくれないんですって。私が迎えに行ったときにもう先生が私のところに、顔を見た途端

ば一と来て、こうでこうで、子供たちが本当にストレスがたまっているんですよ、総合会館が使えたらいいんですけどねみたいなことを言われるんです。総合会館を使ったらどうですと言ったら、総合会館はもう既に町民の方が使ってみえるので使えないんですと言われていたんですけど、せめて週に1度ぐらい子供たちに優先的に使えるようにしていただくとありがたいなあと思うんですけど、ちょっとその点どのようにお考えか、お願いします。

○議長（尾関俊治君） 足立部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

事前にそういった使う日時等を言っていたいただければ、その辺は調整させていただくように、柔軟に対応はさせていただきたいと思います。

〔5番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 田島議員。

○5番（田島清美君） ありがとうございます。

じゃあ、ぜひ児童クラブの先生に町のほうから言っていていただいて、子供たちはたとえ1時間、2時間でもあれば、ドッジボールとかをやって多分満足されると思うんです。ですので、とにかく子供たちも困ってみえるんですけど、先生のほうがすごく困ってみえたもんですから、その辺だけちょっと町から言っていていただいて、来年、子供たちが楽しく夏休みを過ごせるように言っていたいただきたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、言われていることはよくわかりますが、ただ、突然きょうは暑いからそこを使いたいなんていうのはルール上できることじゃないし、前もって言えば、それは当然ホールがあいていればできることであります。しかし、35度以上になるかどうかなんていうのは1週間前にわかることじゃないですから、今言われたように臨機応変に対応するということは、当然子供たちの健康を見たらやらなきゃならないことであることはわかりますが、いわゆる全てのルールの中で動いている総合会館を子供たちが遊ぶところがないから使用をやめてくださいということは、やっぱり町が言うべきことではないことでもあります。そういう対応は臨機応変にできるような体制だけは今とっていくということでもありますから、それはやらせていただきたいと思いますが、だから絶対大丈夫だよということは今の時点でお約束できることじゃないですので、最大限そういう環境づくりは努力しますということだけ約束できることではないかと思います。

〔5番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 田島議員。

○5番（田島清美君） 町長さん、35度以上になるのは予想がつかないと言われたんですけど、プールも中止になったということは、ずうっとこの夏35度以上なんですよ、大体ほとんど。だ

から、子供たちは外でも遊べないので、要は部屋の中にずうっといなきゃいけないということで、先生たちが私のほうに、二、三十分ずうっと延々語られたわけなんです。だから、需要はあるんです。

結局、総合会館もいろいろ聞くと、ある一種の団体がずうっと押さえられているらしいんですよ、どちらかというと。だから、それはそれでいいと思うんですけども、子供たちが夏休み本当に楽しく児童クラブに来られるように、やっぱりその辺もちょっとはその団体の方とかにも協力いただけないかということで、1時間、2時間のことなんですから言っていただいてもいいとは思いますが、どうですか。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先般、子供のくりっこ集会在体育館でできないことに関して、相談があったときには、対応をすることができるかどうかをお聞きして、今まで先約をされていたところが、スポット的ですから、今回は我々もほかのところで対応できるのでいいですよという了解を得て使わせていただきました。今、20日間か30日間、35度以上が続くなんていうのは、今まで僕も経験した中で、こんなことはめったになかったことであります。かといって、来年がないかという、それもやっぱり確証はできませんから、体制は考えなきゃならないことではあります。今言ったように、公共施設の利用に対しては、施設の利用のルールの中で皆さんが決められていることでありますので、スポット的にそういう状況があったときには相談に乗ってできることもあります。今言われたように、あらかじめとか急にとというのは、なかなか難しい部分があるんじゃないかということをやっただけであります。それが一切できないというわけではないことだけは理解をいただいて、お互いにやはり町民の皆さんの施設でありますから、お互いのメリットを考えてやることは当然であります。一方的な話ではないことですから、改めてそのことも調整をしながら進めていければいいんじゃないかと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 田島議員。

○5番（田島清美君） 大変よく理解できましたので、よろしく願いいたします。

あと済みません、町内一斉清掃について、老人クラブもいろいろ説明していただいて、御自分たちの健康のことなんで早目に終わるなどして工夫されて、何も問題はなかったということではよかったと思います。ただ、町内一斉清掃については、町内会長さんがかられると前の日程でそのまま進んでいってしまうので、なるべく早く町のほうからこういった8月には熱中症の関係もあるんでということによっていただくと、町内会長さんも役員会に諮って、今の御時世だったらそうですよねというふうで柔軟に変更がしやすいと思うんです。自分の代のときに前やっていたことを変えるというのは、やっぱり抵抗があると思うんです。

2年前も松原さん、町内会長さんが亡くなられたときも、やっぱり親族の方が、たまたま娘

さんが同級生だったので聞いたのですが、お父さんの二の舞にならないようにしてほしいと。そのときに本当に心配されていたようなんですけど、やっぱり急に変更することもできないからということで、神社清掃と溝ざらいをされたらしいんです。結局、熱中症というのは皆さん御承知だと思うんですけど、水分不足で血栓になりやすいということなんですよね。結局、気持ち悪くなって、脳のほうに来て、脳梗塞みたいな感じ、または心筋梗塞になりやすいということで、シャワーも浴びられることなく救急車を呼んでというふうで、持病は持たれていたようなのですが、結局は熱中症要因から来るものだというふうに娘さんが言ってみえたんです。

ですから、本当ならずうっと長く生きていただけて、町のいろんな事業にも協力的だった方がそんなことで亡くなられてしまうということもあるんで、ぜひそういうことも例に出していただいて、町から言っていただけたらなあと思いますので、要望としてよろしく願います。以上で終わります。

○議長（尾関俊治君） 8番 安田敏雄議員の質問を許します。

○8番（安田敏雄君） 議長さんのお許しをいただきましたので質問させていただきますが、その前に2011年の東日本大震災の後、ここ二、三年、熊本地震、北九州の水害、また地震、それから大阪地震と西日本、今度、胆振の北海道地震というようなことで、大変大きな災害が起きているわけでございます。亡くなられた方も大変多くの方が見えます。衷心より哀悼の意をささげるものであります。今なお、北海道では二千人有余の避難者がおられるというようなことで、私たちも10月には濃尾大震災、明治の大地震があったわけですが、百数十年たち、そのうちには我々も何かが起こるんじゃないかというようなことで気を引き締めて。また日曜日には、私たち町内の役員会がありましたけれども、やはりこの災害というのは、本当に近所隣、また知り合いの方、また弱者を救うには横のつながりが重要じゃないかなあというふうに思っておりますので、我々も近所、また要支援者の把握、そういうようなことで、これからはしっかり地域に密着した議会となるよう、我々議員としても進めなきゃいけないというようなことを思っておりますので、どうかよろしく願いいたしまして、今回の質問をさせていただきます。通告に沿って質問させていただきます。

今回質問させていただく項目は、平成30年度予算編成及び将来施策に対する要望書についてでございます。

平成30年度も早いもので6カ月を過ぎようとしています。全部で11項目の要望を昨年出させていただきました。それに対して、各項目ごとにきめ細かく回答をいただいております。そんな中、平成30年度に入り、特に気がかりな項目があり、今回の質問に入れさせていただきました。全体的には、1項目ずつ早急にできるもの、予算的に先送りせねばならないものと11項目をしっかりと見詰めていただき、回答をいただいております。

今回、私が質問させていただきますのは、要望項目6番目の安全・安心のまちづくりのため

のインフラ整備の促進についてであります。要望事項1の奈良町地内の堤防上の名鉄踏切の安全対策を図りたいとの要望事項です。

ここは特に堤防上の交通量の増加、また笠松競馬場への町外からの来場者、特に土・日にはJRA馬券の販売、三角駐車場からの入場者、踏切上の車両の交互通行、歩行者の安全な通行など、重要な課題になっていると思われまふ。踏切上の車両の交互通行により、歩行者は車の危険を感じながら通行しているような状況です。

私も下羽栗地区より本町地内に行くときは、幾度となくこの踏切を利用することが多いものです。この踏切の500メートル上流には、早朝の調教や競馬開催のため、競走馬が横断する際、ガードマンが配置されています。町内外の方は異常に思っておられるようです。人間の通行より馬の通行にガードマンが配置され、踏切の通行には安全対策が進んでいないのではないかとこの声が聞かれます。

この踏切について、私も前々から幾度となく町当局へ要望や意見を言っておりますが、どんな事故や事件も起こってから対応するのではなく、安全・安心なまちづくりの観点からも早急に検討していただきたいと思っております。踏切から線路上への転落、自動車の脱輪事故など重大な事故が懸念されます。起こる前に抜本的な対策を進めていただきたいと思っております。

この工事には、大規模な線形改良が必要となり、困難な状況ですが、歩行者の安全な通行、自動車の安全な交互通行を切に願っております。特に関係機関、国土交通省、名鉄、岐阜羽鳥警察署とは、先に見える協議を進めていただきたいものです。事件・事故が起きてからではなく、回答書では、協議を進めていきますと前向きな方針をいただいておりますが、現在の状況、また協議を進めておられるのか、また今後についてのお考えをお聞かせください。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。どうぞ明快な御回答をよろしく願いいたします。

○議長（尾関俊治君） 8番 安田敏雄議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、安田議員さんからの御質問にお答えしたいと思います。

奈良町の堤防上の踏切のことについては、以前からも御指摘や御要望をいただいているところでありますし、私も何回も通行しながら感じている部分もいっぱいある踏切であります。奈良町の堤防上の名鉄の踏切が、いわゆる踏切の道路幅員というのが大変狭いため、通過車両の交互通行がしにくいということや、あるいは歩行者の方も車両のすぐ横を通行するということから大変危険であるという問題、安全対策が必要であるということは、議員の今の御質問のとおり私どももよく認識をしている踏切であります。

この踏切は、いわゆる自動車のボトルネック踏切として岐阜県内の緊急対策踏切ともなっておるんですが、県にこの状況報告等を行っているところであります。この堤防の天端の踏切と

というのは、いわゆる車道拡幅や新たに歩道の確保をするには、堤防の線形改良が必要となってまいります。このことは技術的にも大変困難であることや、あるいは踏切の改良の計画立案から改良工事に至るまでには莫大な時間や費用がかかることなど、改良に当たっては解決しなきゃならない課題が昔から山積みとなっている状況の中であります。

このような状況の中で、私どもは、町としてこの踏切を渡る歩行者の方の安全対策というのを最優先に位置づけて考えていこうということで、話し合いを今させていただいている中で、名鉄や岐阜羽島警察署、そしてまた木曾川上流河川事務所との協議の中で出てきている話、特に名鉄や警察署の皆さんからの御意見や、協議の中での話の中で、この踏切の歩行者の通行については確かに危険であるということで、でき得る限り踏切内の歩行者を通行させないことが安全対策につながるのではないかという認識も示していただいております。協議の中での話であります。歩行者のための迂回路の設置も検討すべきではないかというお話も出てきております。

今後は、交通事故の防止に効果的な安全対策を見出していくためには、やはり競馬組合も含んだ関係機関との引き続きの協議も必要となってまいりますので、御指摘いただいた部分に関しては、できるだけ状況を把握しながら、そしてまた関係当局等にも強くお願いをしながら準備を進めていきたいと思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 安田議員。

○8番（安田敏雄君） どうもありがとうございました。

町長さんも幾度となく、町長と2人でいろんな知恵を出し合って、何とかいい方法はないかということは前々から思っているわけですが、かといって早急にああしろ、こうしろということじゃなくて、やはり国土交通省、名鉄、岐阜羽島警察署、個々のいうことが全部ばらばらで、国土交通省は自分のところのことをしゃべり、名鉄は名鉄で利益のことを優先してしゃべる。また、警察は歩行者の安全とかいうことで、ばらばらの意見ばかり言っているもので、なかなか前へ進まんというようなことですが、今回は僕も、踏切事故が本当に起きてからでは大変だろうと思います。

少し前には、徳田の踏切で円城寺の方が高齢者の方で御夫婦で名鉄電車と衝突して2人とも亡くなられました。また、私の身内にも徳田ではねられて、ずうっと前には1人死んでいるわけですが、本当に踏切というのは、そこにあつていいものか悪いものか、それはわからんですが、今、町長さんは前向きにこれから検討されるということで答弁いただきました。今、踏切の手前も反対側にもコンクリートの擁壁が立っているんですね。そのコンクリートの擁壁と車とに挟まれて歩行者が歩いているようなことで、いつ何ときサイドミラーに接触して転倒するかということも冷や冷やしているわけですが、今後、町長さん、私もまた知恵を出しますが、

何とか歩行者を迂回させる、また昔の東笠松駅のほうへ歩行者を回して反対側から競馬場のほうへ入るとか、また笠松駅からみなと公園へ向かう町外の方が笠松駅でおりられれば、みなと公園へ行くにもあの踏切を渡らなきゃ行けないようなことで、重点地域として本当に先の見える事業にさせていただきたいと思っています。何とか歩行者の安全、また車の脱輪事故のないように、また接触事故のないように進めていきたいと思いますが、いま一度、町長さんに心構えをしっかりと聞きたいと思っていますので、ここを本当に2年、3年先にはどういうふうな形にするかというようなことを今現在もう一度、町長さんにお伺いしたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、安田議員さんからいろんなお話や説明があったとおりであります。

今まで名鉄、そしてまた警察署、そして私ども、そして木曾川上流河川事務所との協議の中で、基本的にやはりこれから先考えなきゃならないのは、あの踏切を拡幅して車も人も安全に渡れる大きな踏切にというのは、基本的に大変難しい問題であると言わざるを得ません。それは、1つに国交省、国はあの堤防の線形改良というのは全く念頭にない状況でありますから、そのことだけを訴えても、これは一步も進まない。であれば、どうかといえば、やはり人が安全にこちらへ渡ってこられることを今度は我々が真剣に考えて、それを一つの大きな流れとして持っていくことが一つの安全対策になるんじゃないか、今御指摘いただいたとおりだと思います。

今の状況の中では、あそこを通る方の、多分95%、98%になるかわかりませんが、やっぱり笠松競馬へ来られた方が三角駐車場からあちらへ移動するときに通られる方が大半ではないかと思うんです。そうであれば、やはり地方競馬組合である笠松競馬もその中に入った対応策をしていただいて、人の流れがやはりその踏切じゃなくて、安全に競馬場へも行けるような対応策を協力いただいて考えられるかということも大きな問題点になってくると思います。

今、安田議員から御指摘いただいたとおり、安全な人の往行については、最優先でこれから考えていく問題だと思いますから、まずそこからスタートをしてみたいと思います。今言われたコンクリート壁というのは、これはもう名鉄の一つの踏切での状況の中での判断でありますから、これを取ることは多分協議で言っても通じることではないと今は思っておりますが、そういうことも踏まえた協議をどんどんしていくべきだと思いますから、第一義的に歩行者の安全を考えた通行を目的として対応を進めていきたいということを御理解をいただきたいと思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 安田議員。

○8番（安田敏雄君） どうもありがとうございました。

要望ということで一言申し上げておきますけれども、今回、平成30年度の予算編成に対して、11項目当たりの要望を出させていただきました。その中で特に気がついたことを今回質問させていただきましたけれども、またほかの議員からもいろいろ指摘があると思いますけれども、やはり安心・安全に暮らすまちづくりということで、これは喫緊の課題であろうと私は思っております。特にこの木曾川右岸道路は最近は本当に車が多く通ります。かといって、あるいはまた踏切を拡幅すれば、大型を通せとかいろいろな問題が出てきます。そんなことになると、また余計事故が起きるんじゃないかなあというふうに思っております。果たして笠松町を東西に大型自動車を通れないというようなことは珍しいことですが、そういうことも考えて、この踏切がよい方向に、また事故が起きないように私たちも願っておりますので、町長さん、また町職員の方のいろいろな知恵を出し合って、何が最適に進めていけるのか、また最少の予算で何とかいい方法が見つかればいいかなあと思っておりますので、要望としてお願いしておきますので、今回はこれで質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（尾関俊治君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後2時25分

